

# News Release

令和6年3月29日  
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

## 電気・ガス価格激変緩和対策に係る特定小売供給約款の特例措置の認可等について経済産業大臣に意見回答を行いました

3月28日、電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業者から申請のあった、電気・ガス価格激変緩和対策に係る特定小売供給約款の特例措置の認可等について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可等を行うことに異存はない旨、経済産業大臣に回答しました。

現在、全国の電気・ガスの小売事業者等を通じて電気・ガス料金の値引きを行う「電気・ガス価格激変緩和対策事業」が実施されています。

この度、みなし小売電気事業者の特定小売供給約款等が変更されることに伴い、電気事業者法の関係法令に基づき認可を受け又は届け出た約款の遵守義務を負う以下の事業者<sup>(※)</sup>から、令和6年3月19日付けで、経済産業大臣に対して当該約款以外の供給条件の認可等を受けるための申請がありました。

### (※)申請を行った事業者一覧

#### ○みなし小売電気事業者(1者)

・北陸電力株式会社

#### ○一般送配電事業者(6者)

・北海道電力ネットワーク株式会社

・東北電力ネットワーク株式会社

・東京電力パワーグリッド株式会社

・北陸電力送配電株式会社

・関西電力送配電株式会社

・九州電力送配電株式会社

### 【申請概要】

特定小売供給約款(みなし小売電気事業者)、最終保障供給約款及び離島等供給約款について、以下の供給条件の認可等を受けるための申請

#### ➤ 低圧で供給を行う場合

令和6年4月1日から令和6年5月の検針日の前日までの期間に使用される電気について適用となる燃料費調整単価は、約款に従って算出した燃料費調整単価から3.5円/kWhを差し引いた額とする。

令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間に使用

される電気について適用となる燃料費調整単価は、約款に従って算出した燃料費調整単価から 1.8 円/kWh を差し引いた額とする。

➤ 高圧で供給を行う場合

令和6年4月1日から令和6年5月の検針日の前日までの期間に使用される電気について適用となる燃料費調整単価は、約款に従って算出した燃料費調整単価から 1.8 円/kWh を差し引いた額とする。

令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間に使用される電気について適用となる燃料費調整単価は、約款に従って算出した燃料費調整単価から 0.9 円/kWh を差し引いた額とする。

本申請に関して、経済産業大臣からこれらの申請の認可等を行うことについて、意見の求めがあり、3月28日、電力・ガス取引監視等委員会は、認可等を行うことに異存はないことを回答しました。

本ニュースリリースは、第 506 回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 田中

担当者: 福原、曾我部、横崎

電 話: 03-3501-1529